

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまへ

被災による住民税免除水準世帯向け給付金について（ご案内）

令和6年能登半島地震により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、被災により住民税が全額免除される水準となった方を含む世帯を対象に、「被災による住民税免除水準世帯向け給付金（以下「本給付金」という。）」を支給します。対象となる場合、期限までに申請書等をご提出ください。

1 対象世帯

以下のすべてに当てはまる方を含む世帯が対象です。

なお、対象となる被災した住宅は、住居の用に供されているものに限りです。

被災した住宅を「所有かつ居住している場合」、「所有していないが居住している場合」、「居住していないが所有している場合」、どの形態においても、以下の要件に該当する場合は本給付金の受給が可能です。

- （1）令和6年1月1日時点で、本市の住民基本台帳に記録されている方、または本市以外の市区町村の住民基本台帳に記録されていて、所有する住宅が本市に所在する方
- （2）令和5年度の住民税が課税されている方
- （3）令和5年度の住民税が全額免除される水準となった方（以下の①～③をすべて満たす方。実際に住民税が免除されていない場合でも対象となります。）
 - ①令和6年能登半島地震により被災した住宅にかかる罹災証明書の被害認定区分が、半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊のいずれか
 - ②令和5年合計所得金額が500万円以下（給与は所得に換算せず、収入のままとします）
 - ③所有する住宅（家財を含む）の損害額が令和6年合計所得金額（見込み）の10分の3以上

※以下の給付金（他市区町村が実施する同様の給付金も含む）を受給済みもしくは受給する予定の世帯は、本給付金の支給対象外となります。

- ・令和5年度物価高騰等対策給付金（7万5千円/世帯）
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金（10万円/世帯）
- ・令和6年度物価高騰等対策給付金（10万円/世帯）

2 支給額

1世帯につき10万円及び子ども加算として対象児童1人につき5万円を支給

※申請書類の受付から支給までに、1～2か月程度かかる見込みです。また、支給の際は、支給決定通知書をお送りします。（不支給の場合は、不支給決定通知書をお送りします。）

※子ども加算の対象要件等の詳細については、裏面をご覧ください。

3 提出方法

申請書を**本人確認書類及び振込先口座確認書類の写し、その他必要書類**とともに、下記の申請書提出先へ郵送してください。**必要書類については、別紙「申請書（請求書）」の裏面をご確認いただき、忘れずに添付してください。**

4 提出期限

令和6年10月31日（木）まで（当日消印有効）

5 お問い合わせ先及び申請書提出先

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市役所 福祉部 福祉総務課 給付金担当

電話番号：025-226-1178

※受付開始直後（9月9日～9月13日頃）は、電話が混み合うことが予想されます。つながらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

6 誓約・同意事項（必ずお読みください）

下記のすべての項目に誓約・同意のうえ、申請書等をご提出ください。

- ①令和5年度物価高騰等対策給付金、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金、令和6年度物価高騰等対策給付金を受給済みもしくは受給する予定の世帯（他市区町村で同様の給付金を受給済みもしくは受給する予定の場合を含む）ではありません。受給していた場合には、本給付金を返還します。
- ②支給要件の該当性を審査等するため、現住所地または前住所地での給付金の受給の有無のほか、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること及び提供することに同意します。
- ③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④提出期限までに返信がない場合や、本市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年11月20日（水）までに、本市が申請者に連絡、確認できない場合、本給付金の受給を辞退したとみなします。
- ⑤本給付金の支給後、申請書の記載内容が誤っていたことが判明した場合は、本給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- ⑥本給付金の内容を確認し、すべての支給要件を満たしているため、支給を希望します。

裏面の申請上の留意事項も必ずご確認ください

申請上の留意事項

ア. 申請書の記入について

- ・黒ボールペンで、はっきりと正確に記入してください。鉛筆や消せるタイプのペンは使用できません。
- ・記入を間違えた場合は、二重線を引いて訂正してください。訂正印は不要です。

イ. 合計所得金額について

- ・合計所得金額とは、給与所得（※）、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、雑所得、総合課税の短期譲渡所得、総合課税の長期譲渡所得及び一時所得（特別控除後の2分の1の金額）といった総合所得（純損失や雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）、土地・建物等の譲渡所得や退職所得といった分離所得等を合計した金額のことをいいます。

※給与所得は給与収入（源泉徴収前の給与、賞与等をすべて合計した金額）に置き換えて計算します（新潟市市税条例施行規則第11条）。よって、収入が給与のみの場合は、給与収入が合計所得金額となります。

ウ. こども加算について

- ・令和6年1月1日（基準日）時点で、申請・請求者と同一世帯の児童（平成17年4月2日以降に生まれた方）がいる場合は、1名につき5万円が加算されます。
- ・基準日以降の令和6年1月2日から令和6年10月31日に生まれた児童や、基準日時点において別世帯であっても、生計を同一とし、扶養している児童も加算の対象となります。ただし、措置入所等による児童は対象外です。
- ・本給付金の申請後に、上記要件に該当する児童が生まれた場合は、当該児童も加算の対象となりますので、令和6年11月13日（水）までにお問い合わせ先へお申し出ください。

エ. 被災した住宅（家財）の損害額について

- ・被災した住宅や家財の損害額は、国税庁の「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」を基に、右のページの計算式にて算出します。なお、保険金などで補填される金額は、損害額から除きません。
- ・被災した家財がある場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」に、該当する家財の品名・型番・取得年月・取得価格を記入し、添付してください。提出された明細書の内容に基づき、本市にて家財の損害額を計算します。
- ・損害額の算出の際、計算に含むことができるのは、「所有している」被災した住宅や家財です。被災した住宅を所有していないが居住している方（アパートを借りている方、貸家を借りている方等）は、居住している住宅を損害額の計算に含めることができないため、家財の損害額をもって、令和6年合計所得金額（見込み）の10分の3以上の判定を行うこととなります。なお、この場合においても、罹災証明書の被害認定区分は、居住している住宅に対して発行されている証明にて確認を行います。

◆被災した住宅（または家財）の損害額の計算式

$$\left(\text{住宅(家財)の取得価格}^{\ast 1} - \left(\text{住宅(家財)の取得価格} \times 0.9 \times \text{償却率}^{\ast 2} \times \text{経過年数}^{\ast 3} \right) \right) \times \text{被害割合}^{\ast 4}$$

※1：住宅の取得価格が明らかでない場合、「1㎡当たりの工事費用^{※5}×総床面積」で算出します

※2：償却率（耐用年数を経過している場合、取得価格の5%に被害割合を乗じます）

建物の構造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリートまたは鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造またはブロック造		57年	0.018
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造または合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

※3：経過年数の1年未満の端数について、6月以上は1年とし、6月未満は切り捨てます

※4：被害割合 全壊：100%（1.0）、大規模半壊・中規模半壊・半壊：50%（0.5）

※5：1㎡当たりの工事費用

建物の構造	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
単価	227,000円	318,000円	304,000円	294,000円

<計算例> ※損害額の1万円未満は切り上げます

■取得価格2千万円、木造、平成20年10月取得、半壊の住宅

$$\left(\frac{\text{取得価格}}{20,000,000} - \left(\frac{\text{取得価格}}{20,000,000} \times 0.9 \times \frac{\text{償却率}}{0.031} \times \frac{\text{経過年数}}{15} \right) \right) \times \frac{\text{被害割合}}{0.5} = \frac{\text{損害額}}{5,820,000}$$

■取得価格不明、総床面積90㎡、木造、平成20年1月取得、全壊の住宅

$$\frac{\text{1㎡当たりの工事費用}}{227,000} \times \frac{\text{総床面積}}{90.0} = \frac{\text{取得価格}}{20,430,000}$$

$$\left(\frac{\text{取得価格}}{20,430,000} - \left(\frac{\text{取得価格}}{20,430,000} \times 0.9 \times \frac{\text{償却率}}{0.031} \times \frac{\text{経過年数}}{16} \right) \right) \times \frac{\text{被害割合}}{1.0} = \frac{\text{損害額}}{11,320,000}$$